標柱三十六号から二一一度二〇分三三秒　四六・三二四メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から一二六度二七分五〇秒　五八・七五一メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から一九一度三九分一四秒　一四・一四五メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から二二二度一〇分〇秒　一一二・三三五メートルの地点　四十号
標柱四十号から一五一度二二分八秒　五一・八六〇メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から一二八度三三分二〇秒　八九・四六三メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から一四六度二〇分二四秒　六八・二〇六メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から一八二度五分一三秒　二五・九八四メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から一八九度七分五六秒　一四・二四三メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から二〇四度二六分七秒　一八・四三四メートルの地点　四十六号
十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平原川及び平原川右支渓
㈡　砂防法第二条の土地の表示
広島県大竹市新町三丁目九九〇番三地内四等三角点青木を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二七一度二七分三三秒　八三一・六七九メートルの地点　一号
標柱一号から二三〇度四六分二秒　四一・五一〇メートルの地点　二号
標柱二号から三一一度六分三秒　六七・六五三メートルの地点　三号
標柱三号から一四度四三分五三秒　五八・〇六四メートルの地点　四号
標柱四号から三二九度〇分七秒　九三・八二六メートルの地点　五号
標柱五号から二四度三五分四二秒　三六・一四一メートルの地点　六号
標柱六号から六三度二一分四五秒　四一・四二一メートルの地点　七号
標柱七号から一二五度四九分三七秒　五四・八三三メートルの地点　八号
標柱八号から一四五度四五分四二秒　四〇・八四二メートルの地点　九号
標柱九号から一九四度三〇分三五秒　八・一五八メートルの地点　十号
標柱十号から二六三度一七分六秒　二八・四六一メートルの地点　十一号
標柱十一号から一六二度四一分二〇秒　三〇・一三二メートルの地点　十二号
標柱十二号から一一度一三分三六秒　三七・一七六メートルの地点　十三号
標柱十三号から一五一度五八分一秒　一六・二〇一メートルの地点　十四号
標柱十四号から一九一度三分一二秒　三三・八九八メートルの地点　十五号
標柱十五号から三二〇度七分五〇秒　一三・九〇九メートルの地点　十六号
標柱十六号から三四五度四二分一〇秒　三二・一一六メートルの地点　十七号
標柱十七号から二八四度五六分四二秒　三二・八九八メートルの地点　十八号
標柱十八号から一六〇度一分一六秒　二九・八九三メートルの地点　十九号
標柱十九号から二一二度四〇分五九秒　一四・二三四メートルの地点　二十号
標柱二十号から一一三度六分四一秒　一九・二五〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から六九度四八分三八秒　一八・〇五四メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一三八度四六分二四秒　四〇・七九九メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一五八度五〇分三三秒　四一・二九〇メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二四二度三二分四秒　二七・九七二メートルの地点　二十五号

○国土交通省告示第千二百七十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　徳島県八本松地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和三十六年建設省告示第千二号で指定した尾山地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
徳島県美馬市穴吹町口山
字尾山　八六一番一　一号
八一〇番一　六号
徳島県美馬市穴吹町穴吹
字八本松　三六番二　二号
字岡　二三番二　三号
一一六番　四号
字戎　六番四　五号
二　高知県鏡的渕地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を二級河川的渕川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
高知県高知市針原
字小塩　五二八番二　一号
八六一番　三号
字堂尻　五三四番　二号
高知県高知市鏡去坂
字北長サコ　六七四番七　四号
字ツラジロ　二七七番　五号
字三ツ石ノ上ヱ　二六八番　六号
二六八番二　七号

○国土交通省告示第千二百七十一号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項の規定に基づき、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針の一部を改正する告示

新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（平成十三年国土交通省告示第千六百二十二号）の一部を次のように改正する。

Ⅱの1の一中「又は改正法による改正後の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（以下「新法」という。）第一条第一項に規定する旅客会社」を「、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項の旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項の新会社（以下「平成二十七年新会社」という。）」に改める。

Ⅱの1の三中「又は新法第一条第三項に規定する会社」を「、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項の会社又は平成二十七年新会社」に改める。

附　則

この告示は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第千二百七十二号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条の規定に基づき、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針を次のとおり定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので、同条第一項の規定に基づき公表する。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針

Ⅰ　趣旨

日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の経営形態の抜本的な改革（以下「国鉄改革」という。）は、国鉄による鉄道事業その他の事業の経営が破綻し、公共企業体による全国一元的経営体制の下においてはその事業の適切かつ健全な運営を確保することが困難となっている事態に対処して、これらの事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る新たな経営体制を実現し、その下において我が国の基幹的輸送機関として果たすべき機能を効率的に発揮させることが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した効率的な経営体制を確立するため、実施されたものである。

このような趣旨により実施された国鉄改革においては、国鉄の旅客鉄道事業の経営を分割し、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）に引き継ぎ、国鉄の貨物鉄道事業の経営を旅客鉄道事業の経営と分離し、日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）に引き継いだが、その際、国は、旅客会社及び貨物会社が引き継いだ事業及び業務の健全